

平成23年

第11回教育委員会会議録

秋田県教育委員会

平成23年第11回教育委員会会議録

- 1 期 日 平成23年5月19日 木曜日
- 2 場 所 県立博物館応接室
- 3 開 会 午後0時20分
- 4 閉 会 午後0時50分
- 5 出席委員 北林真知子
猪股春夫
田中直美
長岐和行
佐藤一成
米田進

- 6 説明のための出席者
教育長 米田 進
教育次長 白山雅彦
参事(兼) 高校教育課長 福田世喜
総務課長 佐々木則夫

- 7 会議に附した議案
報告第 4号 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について
議案第24号 秋田県立高等学校授業料減免規則の一部を改正する規則案について

- 8 承認した事項
報告第 4号 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について

- 9 議決した事項
議案第24号 秋田県立高等学校授業料減免規則の一部を改正する規則案について

- 10 会議の要旨

【北林委員長】

ただ今より平成23年第11回教育委員会会議を開催いたします。
会議録署名員は1番猪股委員と3番長岐委員にお願いします。
初めに、報告第4号議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について、総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

第4号「議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告」について

説明

【北林委員長】

ただ今の説明について、質疑等ございませんか。

【田中委員】

3ページの財源内訳にある「寄」とは何でしょうか。

【総務課長】

「寄」は寄附金という意味で、今回秋田さきがけ新報社やABS、AKTの三社からいただいた義援金を原資とし、不足分を一般財源から補っております。

【田中委員】

8ページの条例案に「この条例は、公布の日から施行する」とありますが、公布はいつになりますか。

【総務課長】

具体の日程は承知しておりませんが、議決の後、一定期間を経て公布となります。

【田中委員】

それでは、今現在在籍している生徒についてはどうなりますか。

【参事(兼)高校教育課長】

現在、納入延期の手続きをとっており、施行後、さかのぼって減免することになります。

【佐藤委員】

6ページの新聞記事索引作成事業について、これまではどうやって検索していたのでしょうか。

【総務課長】

昭和7年以降のものは作成済みであり、今回は明治38年から昭和6年までの索引をデータベース化するものです。

【佐藤委員】

秋田さきがけ新報だけが対象なのですか。

【総務課長】

それ以外は残っていないということです。

【佐藤委員】

8ページの条例案「授業料、入学金、入学検定料、通信制受講料及び聴講料」を「授業料等」という表現に改めるのですか。

【参事(兼)高校教育課長】

これまで減免できたのは授業料だけだったのですが、震災を期に、入学金、入学検定料、通信制受講料及び聴講料を含めて減免することにしたものです。

【佐藤委員】

今後の入学者はどうなりますか。

【参事(兼)高校教育課長】

このあとの手続きは、規則を定め、それに基づいて実施要項を定めて対応してまいります。

【北林委員長】

他になれば、承認してもよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【北林委員長】

では、承認します。

次に、議案第24号秋田県立高等学校授業料減免規則の一部を改正する規則案について、高校教育課長から説明をお願いします。

【参事(兼)高校教育課長】

議案第24号「秋田県立高等学校授業料減免規則の一部を改正する規則案」について説明

【北林委員長】

ただ今の説明について、質疑等ございませんか。

【佐藤委員】

規則案に校長が審査して決定する旨記載されていますが、申請すればたいてい認められるものでしょうか。校長が判定する基準は何ですか。

【参事(兼)高校教育課長】

今回の震災に伴う生徒については、罹災証明書など、被災者と確認できれば認めるものと思われます。基本的な事項については実施要項で定めることにしています。

【長岐委員】

それは資産の多寡にかかわらずですか。

【参事(兼)高校教育課長】

減免の基準に1～4が挙げられており、資料では省略されていますが、

- 一 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)による生活扶助を受けている者又はその者と同一の戸籍内にある者

二 天災その他不慮の災害により学費の負担に堪えられなくなった者又はその者と同一の戸籍内にある者

三 交通災害遺児又は父子家庭若しくは母子家庭にある者で学費の負担に堪えられないもの

四 その他特別の事情があると認められる者

であります。「二 天災その他不慮の災害による…」で対応しようかとも思ったのですが、そうしますと所得証明書が必要となることが考えられますので、今回の災害に関しましては、「四 その他特別の事情があると認められる者」として対処するつもりです。

【長岐委員】

資産があってもですか。

【参事(兼)高校教育課長】

今回は被災したということだけで減免しようと思っています。

【総務課長】

通常の転勤等と異なり、今回は被災という自己都合ではない事情を抱えての転入という状況を考慮しました。昨年度から授業料は実質無償ですので、主には入学金と入学検定料となります。

【田中委員】

罹災証明書は簡単にもらえるものなのでしょうか。

【参事(兼)高校教育課長】

比較的簡便で早く出してもらえるようですが、証明書を持っていない場合でも、校長間でやりとりをし、被災したことが明らかであればそれで構わないと考えています。柔軟に対応しようというスタンスでおります。

【佐藤委員】

どの程度の予算を見ているもののでしょうか。

【参事(兼)高校教育課長】

5月17日現在、15名が転入してきていますが、定時制に転入した1名は申請しない旨表明しておりますので、該当者は14名です。全日制の入学検定料が2,200円ですので計30,800円、入学金が全日制で5,650円ですので計79,100円、合計で109,900円を見込んでおります。

【北林委員長】

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【北林委員長】

では、表決を採ります。

議案第24号を原案通り可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【北林委員長】

では、議案第24号を原案通り可決します。

予定された案件は以上ですが、他に何かありましたら発言願います。

その他、特になければ、以上で本日の会議を閉じます。